



東北地方を中心に甚大な被害を与えた東日本大震災から半年が過ぎようとしています。被災地では今なお多くの方が避難生活を余儀なくされており、地震・津波の恐ろしさを改めて思い知らされました。沖縄県でも体感に感じない地震も含めると、年間一万回を超える地震が観測されており、決して地震と無縁ではありません。いざという時に、自分の身の安全を守るために家族や職場、学校などで防災について話し合うことが大事です。

みんなで「防災」トレーニング話し合おう！



- 日頃の備えについて
備えというと「非常持ち出し品」や「防災グッズ」を思い浮かべる人も多いと思いますが、それだけではなく、例えば、
● 家の中で安全な場所はどこか。
● 避難場所、避難路はどこか。
● 避難するとき、何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
● 出掛け先で災害に遭ったとき、家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
● 不安に思うことへの対処法を話し合い、心の備えをおきましょう。
- 自分の住む地域を知って、地域全体で協力し合おう
平成七年に大きな被害をもたらした阪神淡路大震災では、実際に救出された人々のおよそ

農地パトロールにご理解・ご協力を！

なくそう遊休農地・違反転用！活かそう農地！
農地を守り、有効利用するための組織

みなさんは、農業委員会という組織をご存知ですか？

農業委員会は市町村に設置される行政委員会です。農地法や農業経営基盤強化促進法等の法律に基づ

農地の利用状況の調査方法 ▶《農地法運用通知》

- 実施時期
農業委員会は、毎年行う利用状況調査について、あらかじめ実施期間を明確にしておきます。
- 調査方法
①旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切って、担当の農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て調査します。
②農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の高い地域から順次調査します。
③農地に関する情報、既存の調査結果、調査図面等を活用するものとし、例えば、所有権に関する仮登記上の権利が設定されている農地、農地法第3条第3項および農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定の適用を受けて権利が設定されている農地など特に注意すべき地域や農地を明確にして調査します。
④道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録します。

いて農地の確保と有効利用のための業務等を行っています。

特に平成二十一年十二月に改正農地法が施行され、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として、これまで農業委員会が任意で行ってきた「農地パトロール」が法定化され、毎年「農地の利用状況」についての調査（利用状況調査）を実施することが義務付けられました。

農地パトロール（利用状況調査）は、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、②農地の違反転用や廃棄物の不法投棄など発生防止対策について重点的に取り組むことを目的としています。

● 遊休農地に対する指導
農地パトロールの結果、次のいずれかに該当する農地については、その所有者に対し、農業上の利用の増進を図るための指導を実施します。
①一年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者の意向等からみて耕作される見込みがない農地。
②農作物の栽培は行われているが、



周辺の農地において通常行われる栽培方法と比較して、著しく劣っている農地。

平成二十二年度においては、県内の農地面積約五万一千ヘクタールのうち約四万四千ヘクタールについて利用状況調査を実施しました。その結果、①に該当する農地面積が約三千ヘクタール、②に該当する農地面積は約三十三ヘクタールでした。また、これら遊休農地のうち、約四百二十ヘクタールの農地を対象として所有者に対する文書、電話等での指導を実施しました。調査にあたっては、農地内に立ち入ることもありますが、みなさまのご理解とご協力をお願いします！



※お問い合わせは、各市町村農業委員会まで！

あなたや家族の命を守る 住宅用火災警報器を設置しましょう

今年6月1日より住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。これは、消防法及び各市町村の条例により定められています。沖縄県では、1日あたり1~2件の火災が発生しており、火災発生率が全国的に見ると33番目となっており、決して低くはありません。



沖縄は台風によって鉄筋コンクリート建ての住宅が多くなっていますが、たとえ、鉄筋コンクリート建てでも、内装は燃えやすい材質でできているので、火災に対して安全というわけではありません。平成十八年度消防庁調査では、住宅用火災警報器を設置している住宅は、未設置の場合と比較して火災死者数が3分の1まで減少したという結果が出ています。あなたやご家族の命を守るためには、住宅用火災警報器を設置する必要があります。住宅用火災警報器は高価なものではなく1個数千円からお手軽に購入できます。住宅用火災警報器についてのお問い合わせは最寄りの消防本部、県防災危機管理課におたずねください。

九十八%が、家族や隣人、あるいは地域の方々の救助によるものだとわわれています。自治体や学校、企業、ボランティア団体など、地域の人々や地域の人のコミュニケーションをとり、自分たちの地域は地域全体で守る防災力をつけましょう。



県内ほとんどの市町村では災害が発生した場合の避難場所や、避難路を記した防災マップを作成しています。お住まいの自治体が開催する防災行事に積極的に参加して、避難や救出・救護などを体験してみてください。

● 防災訓練に参加しよう
県では九月二日（金）に石垣市を主会場に沖縄県総合防災訓練を行います。大規模な地震・津波を想定した訓練で、関係機関の連携や対応状況を確認するとともに、県内の多くの市町村もこの総合訓練にあわせて各地で防災訓練を行う予定です。

